

「桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会」の設置について

● 設置の要旨

桶川市の中心市街地は本市の「都市拠点」と位置づけられており、特に駅東口周辺地区の整備は、市全体の都市機能の充実を図るうえで大変重要となっている。

これまで長期にわたり、その「整備のあり方」を検討してきた結果、先導的事業として、地区の根幹的な施設でまちの顔となる駅前広場や駅東口通り線を直接買収方式により整備する方針としている。

しかしながら、中心市街地としてのポテンシャルを十分に活かした魅力的なまちづくりを図るためには、駅前広場や駅東口通り線の整備にとどまることなく、官民連携のもと、地区全体を対象とした包括的、多角的及び継続的な取り組みが必要である。

このため、市では「懇話会」を設置し、学識経験者や駅利用者の意見等を踏まえつつ、地区の目指すべき方向性や様々な課題について、地域住民を中心に意見を傾聴しながら、共有すべきまちづくり像を検討し、各種施策、施設の整備計画等に反映させようとするものである。

● 活動内容

現在の進捗状況から、懇話会でのテーマは、

- ・ 地区全体のまちづくり像
- ・ 移転に伴う駅通り等沿線の土地利用方策
- ・ 南小跡地の活用方策
- ・ 中山道の整備に向けた活動方策

と踏まえたものとする。

● 構成

会を構成する委員は、以下の団体から選出してもらう。

選出区分		人数	適用
地域	自治会	4	寿一丁目、寿二丁目、東一丁目、南一丁目
	商店会	4	駅通り、一番街、中山道、たちばな
	学校関係団体	2	桶川小学校 P T A
	地域活動団体等	2 ~ 4	桶川駅東口周辺地区まちづくり期成会、桶川駅東口開発促進協議会
(社) 桶川青年会議所		1	
桶川市商工会		3	会長、女性部、青年部

- 上記のほか、学識経験者の参加や駅利用者への意見徴収など、地域外の意見なども提供しつつ、意見交換等を進めていただく。
- 街路整備事業の対象となる権利者とは、別途、機会を設けて事業等の説明をおこなう。(駅通り沿線の土地利用方策は、これを踏まえたものとする。)

桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会設置要綱

(平成24年 5月10日市長決裁)

(設置)

第1条 桶川駅東口駅前交通広場及び駅東口通り線の整備を踏まえ、桶川駅東口周辺地区のまちづくりについて広く意見を傾聴し、もって今後の地区のまちづくりの推進に資するため、桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見交換、検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 桶川駅東口周辺地区の土地利用の方向性に関すること。
- (2) 市民・公共・民間相互の協力・協調によるまちづくりに関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる関係団体が選出する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が任期中に退任した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名によりこれを定める。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 懇話会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、桶川市都市整備部駅東口整備推進課において処理し、市民生活部産業観光課がこれを補佐する。

(補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分		人数	適用
地域	自治会	4	寿一丁目、寿二丁目、東一丁目、南一丁目
	商店会	4	駅通り、一番街、中山道、たちばな
	学校関係団体	2	桶川小学校PTA
	地域関係団体等	2～4	桶川駅東口周辺地区まちづくり期成会、桶川駅東口開発促進協議会
社団法人桶川青年会議所		1	
桶川市商工会		3	会長、女性部、青年部